

用途地域内の建築物の用途制限（概要）		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
建てられる用途 建てられない用途															
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿															
兼用住宅のうち店舗、事務所棟の部分が一定規模以下のもの															
幼稚園、小学校、中学校、高等学校															
幼保連携型認定こども園															
図書館等															
神社、寺院、教会等															
老人ホーム、福祉ホーム等															
保育所、公衆浴場、診療所															
老人福祉センター、児童厚生施設等		1)	1)						1)						1) 一定規模以下のものに限り建築可能
巡査派出所、公衆電話所等															
大学、高等専門学校、専修学校等															
病院															
飲食店舗	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等													12)	2) 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 3) 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 5) 当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能 8) 農産物直売所、農家レストラン棟に限り建築可能 12) 物品販売業を営む店舗及び飲食店は建築不可
	2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等								8)					12)	
	上記以外の店舗、飲食店等				2)	3)	5)	5)				5)	5.12)		
事務所等					2)	3)									
ボーリング場、スケート場、水泳場等						3)									3) 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
ホテル、旅館						3)									
自動車教習所						3)									
床面積の合計が15㎡を超える畜舎						3)									
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場															5) 当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
勝馬投票券販売所、場外車券売り場等							5)	5)				5)			
カラオケボックス等															
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫															
倉庫業を営む倉庫、3階以上または床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の付属車庫等を除く）															
倉庫業を営まない倉庫					2)	3)			9)						2) 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 3) 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 9) 農作物又は農業の生産資材の貯蔵に供するものに限り建築可能
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等								6)							6) 当該用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場は客席）が200㎡以下の場合に限り建築可能
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売り場等でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの															
キャバレー、料理店等															
個室付浴場業に係る公衆浴場等															
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの															10) 農作物の資産、集荷、処理または貯蔵に供するもの（著しい騒音を発生するものを除く）に限り建築可能
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの									10)						
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの									10)						
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場															
自動車修理工場						4)	4)	7)		11)	11)				4) 当該用途に供する部分が50㎡以下の場合に限り建築可能 7) 当該用途に供する部分が150㎡以下の場合に限り建築可能 11) 当該用途に供する部分が300㎡以下の場合に限り建築可能
日刊新聞の印刷所															
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)	3)										2) 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 3) 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設															
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設															
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設															

注）本表は、全ての制限について掲載したものではありません。